

奈良県病院薬剤師会細則

(入会等手続き)

第1条 本会の正会員および特別会員となるには所定の入会届に必要な事項を記入して入会を申込み、本会所定の会費を納入することを要する。尚、届出の本会会員名簿への登載・修正・削除は本会が届出を受理した日とする。

2 賛助会員の入会、退会、変更に関する届出は本会に直接行わなければならない。

3 前2項による届出の本会会員名簿への登載・修正・削除は本会が届出を受理した日とする。

(会費)

第2条 定款第7条に定める会費は次の通りとする。

(1) 正会員会費 : 4,000円 (年会員)

(2) 特別会員会費 : 4,000円 (年会員)

(3) 賛助会員会費 : 一口25,000円 (年会員)

2 日本病院薬剤師会会費は一般社団法人日本病院薬剤師会が定める金額とし、正会員および特別会員は本条第1項で定めた当会会費と合算した金額を納入する。

3 正会員、特別会員、賛助会員の会費の納入は本会に直接行わなければならない。

4 入会時期にかかわらず、当会会費の割引はしない。

5 中途入会者で、当該年度の日本病院薬剤師会会費を他都道府県から納付している場合は、第2条1項(1)(2)の当会会費(正・特別会員)のみを納入する。

(日本病院薬剤師会会費納入の代行)

第3条 本会は、正会員ならびに特別会員が納めた日本病院薬剤師会会費を当該会員に代わって日本病院薬剤師会に納入する義務を負う。

2 前項に関し必要な事項は別に定める。

(役員候補者)

第4条 役員候補者は次の者とする。

(1) 理事 : 本会の業務に精通した者

(2) 監事 : 本会の業務に精通した者及び関係法令及び会計制度に精通した者

(代議員)

第5条 一般社団法人日本病院薬剤師会の社員として代議員および補欠の代議員を置く。

2 代議員および補欠の代議員は、奈良県病院薬剤師会代議員等選挙規程に則った直接選挙によって選出する。選挙をしない場合は会長が代議員候補者及び補欠の代議員候補者を提案し、総会の決議にて選出する。

(事務局)

第6条 定款第41条に定める事務局の業務は次の通りとする。

(1) 事業の企画、会務の管理、庶務、渉外事務、当会が設置する各委員会との連携に関

する事務、定款等に関する事項の事務

- (2) 病院、診療所、介護保険施設の薬剤師に関する法制度・診療報酬上に関する事項・医薬品に関する情報・通達等の会員施設への事務連絡
- (3) 予算、財産の管理、会計に関する業務
- (4) 会員名簿の整備、都道府県病院薬剤師会との事務的な連携に係る業務
- (5) 広報活動、本会出版物の編集・発行の支援
- (6) 理事会で決定した事項に関する業務
- (7) 会長が提出した事項に関する業務

2 事務局の業務担当者は事務局長が推薦し、理事会の承認を得てこれを決定する。

(委員会)

第7条 定款第39条で設置された委員会の所管事項は別に定める。

(表彰等)

第8条 会長は本会の目的の実現に特に功績のあった者について、理事会で協議の上、表彰等を行うことができる。

(助成)

第9条 会長は会務の遂行に必要と認めた事項について、使途金に対する助成を行うことができる。

(旅費等)

第10条 会長は会務の遂行のために要した旅費等を別に定めた規程に従って支給することができる。

(事務局業務担当者への報酬)

第11条 事務局での業務に従事した者に対しては、理事会で決定した金額を給与手当等として与えることができる。

(公傷見舞金及び慶弔)

第12条 会長は必要と認めたとき見舞金の支給及び慶弔を行うことができる。

(会員の出張・派遣等)

第13条 会長は会務の遂行に必要と認めたとき当会役員・会員を全国地区の会議・連絡会等に出張・出席・派遣を行うことができる。

(特典)

第14条 正会員ならびに特別会員は、加入年度の当会名簿並びに総会資料、会誌を各々1部ずつ受け取ることができる。

2 正会員ならびに特別会員は、当会主催・共催のセミナー・研修会・講演会・その他に会員価格にて参加することができる。

3 正会員ならびに特別会員は、自動的に一般社団法人 日本病院薬剤師会会員となり、日病薬「薬剤師賠償責任保険」に加入することができる。

4 賛助会員は、希望すれば一口ごとに加入年度の当会名簿並びに総会資料を各々1

部ずつ受け取ることができる。会誌については、広告掲載料を支払った賛助会員のみが1部を受け取ることができる。

(改廃)

第15条 本細則の改廃は総会において行うことができる。

附則

この定款細則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第121条において準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 本細則は、平成26年7月1日より実施する。

(別添)

委員会の名称	所管事項
総務福祉委員会	1. 事務局で行う業務に関する事項の助言・助力・相談 2. 会員の親睦・福祉に関する事項 3. 総会・行事等に関する事項 4. 県民の福祉・厚生に関する事項 5. その他、各委員会の属さない当会の運営に関する事項
学術委員会	1. 学術に関する情報・講演会の企画・運営に関する事項 2. 日本病院薬剤師会近畿学術大会に関する事項
薬学教育委員会	1. 会員の教育・研修に関する事項の運営及び企画 2. 専門薬剤師制度に関する事項 3. 薬学生の病院実務実習受け入れに関する事項 4. 薬学部、薬学教育協議会との事務連絡の運営に関する事項 5. 実習生指導薬剤師の養成に関する事項
社会保険委員会	1. 社会保険制度及び診療報酬の調査・研究に関する事項
広報委員会	1. 当会ホームページの運営・管理に関する事項 2. 会誌発行に関する事項 3. 会員間の情報の収集・伝達およびインターネット運用に関する事項 4. その他、広報・出版に関する事項
薬事・業務委員会	1. 病院薬剤師業務の推進・運営に関する事項(調剤業務、薬剤管理指導業務、病棟薬剤業務、プレアボイド、DI活動等) 2. 薬剤業務改善のための調査研究及び企画立案に関する事項 3. 薬事制度に関する事項 4. 病院薬剤師のリスクマネジメントに関する事項 5. 薬業連携の促進・運営に関する事項
中小・診療所・精神・療養病院委員会	1. 中小病院・診療所薬剤師における諸問題の調査研究及び企画立案 2. 精神科・療養病院薬剤師における諸問題の調査研究及び企画立案
近畿学術大会 実行準備委員会	1. 近畿学術大会奈良会場開催の準備に関する事項 2. 近畿学術大会奈良会場開催の実施に関する事項

平成 27 年 6 月 11 日改定

平成 28 年 6 月 15 日改定

平成 29 年 3 月 1 日改定

令和 2 年 4 月 1 日改定